

県が事業者支援一時金を創設

- **支給額**・・・売上が3000万以下の事業者は20万円。以降1000万円増えるごとに10万円の上乗せがあります。
- **申請方法**・・・電子申請又は書面申請
- **確定申告**・・・2019～2021年分 県内に主たる事務所がある
- **対象外**・・・時短要請を受けた飲食店
- **申請締切**・・・6月30日(木)

茨城県は「まん延防止等重点措置」(1月27日～3月21日)により、営業自粛や外出自粛に伴い売上が減少した事業者に事業者一時金を支給することを決定しました。(第4弾)

対象は営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者か外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者とされています。

支給要件は2019年・2020年・2021年の1～3月のいずれかの月の売上と2022年の同月比で30%以上減少した事業者です。

車の積載制限が変更

道交法の一部が改正され、車の積載物の制限が変わります。

これまでは車の長さの1、1倍までだったのが1、2倍に、車の幅は車幅までだったのが車幅の1、2倍まで積載可能となりました。但し、はみ出せるのは車体の前後左右各1、1倍までとなります。

なお、この制限を超えて積載するには出発地を管轄する警察署の「制限積載許可申請」が必要です。

この法律の施行は今年、5月14日からとなります。

インボイス対策？ 廃業に追い込む制度

複数税率を機に持ち出されたインボイス制度。政府・財務省にとっては願ってもないチャンスです。売上が1000万以下の免税事業者は、元請から取引中止か値引きを要請されまふ。売上に消費税が入っていても無視されるからです。

仕方なく課税事業者になれば、本来免税のはずが消費税納税者に仕立てられます。取引中止か値引きか課税事業者かの選択です。こんな税制がふさわしい税制といえるでしょうか。

コロナ禍で原材料が値上げされても、すぐにこちらも値上げとはいきません。消費税分以上の値引きをしても消費税を徴収されます。どこかが狂っていると思えませんか。インボイスは中止し、消費税も減税すべきです。

無料法律相談会

6月1日(水) 午後2時～

民商事務所 於
法律事務所 弁護士
電話予約が必要です



成田山新勝寺を探訪

3月末に初めて参拝。さすがに寺と境内の広さに目を見張る。これがよくテレビで目にする寺かと。階段の多さに体力勝負と決意。話のネタにする都合もあるが全部は無理とあきらめた。参道では名物のウナギ屋がひしめく。上うな重を注文。ランクは質ではなく量だと知った。 TN

建設国保の加入は民商で

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入
- ◆ 月1000円入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金(65未満加入)